

### 香川用水高瀬支線水路における漏水発生時の対応

令和2年5月13日10時頃、香川用水高瀬支線水路の宮川サイホン（PC管φ1,500mm）の継ぎ目からの漏水事故が発生した。

機構では、「漏水事故対応マニュアル（案）」に沿って、高瀬支線水路の通水を停止し、水道用水については緊急的に香川用水調整池（宝山湖）を経由する通水系統に速やかに切替え、水道利用者への影響を回避することができた（農業用水については支線下流の工事のため、ため池等の自己水源を活用する計画となっており、機構に対して供給申込みは行われていなかった）。

当該管路は、平成29年の宮川サイホン漏水時及び30年の砂川サイホン漏水時に、管内調査したが異常はなかった。

管内の水を排水し、内部の目視調査を行ったところ管体の異常は確認出来なかったことから、許容曲げ角度計測やテストバンドによる水圧試験を行ったところ、継ぎ手の不良箇所と曲げ角度が $1.0^{\circ}$ を超えている箇所を含む4箇所に内面バンドを施工し対応を行った。

復旧に当たっては、機構の備蓄資材として保有する内面バンド等を活用することで迅速な復旧対応が可能となり、5月15日に対策工事を完了し、5月16日には通常通水を再開することができた。

当該支線水路は、布設後46年が経過しており、近年老朽化による漏水事故の発生が多くなっていることから、抜本的な対策を実施すべく、香川用水施設緊急対策事業を令和2年度に着工した。

### ③ 国民保護措置等の迅速かつ的確な実施

#### ■ 国民保護訓練への参加

令和元年度に、沼田総合管理所において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けたサイバー攻撃対策の一環として、警察と連携した共同対処訓練を実施した。また、徳山ダムでは、国民保護訓練の一環として、県警、消防と合同で、ダム湖に毒物を投げ込まれるという毒物テロを想定した訓練を実施するなど、関係機関相互の連携を強化するとともに、非常時の対応処理能力向上と危機意識の醸成を図った。



写真-1 合同訓練の実施状況（左：オイルフェンス展張、右：警察による不審者確保）

#### ■ 武力攻撃事態等への対応

水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかったが、北朝鮮によるミサイル発射等に関してEm-Netからの情報を受信した際には、報道機関等からの情報収集を迅速に実施し、防災メール等により全社へ情報共有を図る体制を継続した。

また、北朝鮮情勢を踏まえた対応について、リスク管理委員会を開催し、北朝鮮情勢の情報収集に万全を期すこと、用水安定供給等のための体制確保、防災業務計画及び国民保護業務計画に基づき適

切な措置を講ずることを確認し不測の事態に備えるなど、国民の安全・安心の確保に万全を期するよう、全社に周知徹底を図り、的確な危機管理対応を行った。

#### ④ 迅速な災害復旧工事等の実施

##### ■ ダム等施設（管理事業）

##### 1. 平成30年7月豪雨における災害復旧

岩屋ダムでは、ダム計画の雨量を上回る出水により、貯水池内の貯砂ダム魚道が土砂及び流木により閉塞するとともに、約1,100m<sup>3</sup>の大量の流木が貯水池に流れ込んだ。このため、魚道に堆積した土砂や流木を撤去し機能を速やかに回復するとともに、貯水池内の流木についても平成31年1月までに撤去し、ダム機能を適切に維持した（写真-2）。

一庫ダムでは、計画を上回る出水により、貯水池内の管理用道路の舗装、護岸の一部が被災するとともに、約1,000m<sup>3</sup>の大量の流木が貯水池に流れ込んだ。このため、管理用道路の復旧を行うとともに、流木についても、今後の洪水に備えるなどダム機能を適切に維持するため撤去した（写真-3）。

寺内ダムでは、平成29年度に続き2年連続で計画高水流量を上回る大規模な出水となり、約75,000m<sup>3</sup>の土砂が洪水調節容量内に堆積するとともに、約700m<sup>3</sup>の大量の流木が貯水池に流れ込んだ。流木撤去については、速やかに着手し、平成30年8月までに揚陸作業を完了した。また、洪水調節容量内の土砂については、平成30年度は66,750m<sup>3</sup>の土砂を撤去（写真-4）して次期出水期に備えるなど、ダム機能を適切に維持した。残量の土砂については、令和元年の出水期までに撤去を完了した。



(魚道の堆砂・流木堆積状況)



(魚道の堆砂・流木撤去後)

写真-2 岩屋ダムにおける災害復旧工事実施状況



(貯水池内流木堆積状況)



(流木撤去状況)

写真-3 一庫ダムにおける災害復旧工事実施状況



(貯水池内流木堆積状況)



(流木撤去状況)

写真-4 寺内ダムにおける災害復旧工事実施状況

## 2. 令和元年8月の前線に伴う大雨における災害復旧

寺内ダムでは、計画高水流量の約95%に当たる大規模な出水となり、約40,600m<sup>3</sup>の土砂が洪水調節容量内に堆積したことから、令和2年1月に堆砂除去に着手し、6月に工事を完了させた。

## 3. 令和元年10月の台風第19号における災害復旧

下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、高山ダムでは、大規模な出水となり、貯水池内に大量の流木が流出した。さらに下久保ダム、浦山ダムは洪水調節容量内に大量の土砂が堆積した。特に下久保ダムでは約200,000m<sup>3</sup>の土砂が洪水調節容量内に堆積した。

令和元年11月に下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、高山ダムの流木処理に着手し、洪水期までに引き上げ作業等を完了し、ダム機能を適切に維持した。また、下久保ダム、浦山ダムにおいては令和2年3月に堆砂除去に着手し、令和3年3月に工事を完了させた(写真-5)。



写真-5 下久保ダムにおける災害復旧工事(堆砂除去)実施状況

## 4. 令和2年7月豪雨における災害復旧

徳山ダムにおいては管理開始以来10番目の規模となる流入量があり、貯水池斜面の崩落が発生したが、被害拡大防止のため、崩落箇所の浸食防止措置等の応急対策を速やかに実施し、令和3年3月に斜面の崩落対策に着手し、9月に工事を完了させた。

寺内ダムにおいては、計画高水流量を超える大規模な出水となり、貯水池内に大量の流木が流出するとともに、約74,000m<sup>3</sup>の土砂が洪水調節容量内に堆積した。流木については、速やかに引き上げ作業等を実施し、洪水に備えるなど、ダム機能を適切に維持した(写真-6)。また、令和3年1月に堆砂除去に着手し、令和4年3月に工事を完了させた。



(貯水池内流木堆積状況)



(流木撤去状況)

写真-6 寺内ダムにおける災害復旧工事実施状況(流木処理)

## 5. 令和3年8月の大雨における災害復旧

室生ダムでは、副ダムの維持管理に必要な管理用道路で陥没が生じたことから、道路路体の土砂流出を防止するための応急復旧を速やかに実施した。

また、早明浦ダムでは、ダム堤体下流の斜面に亀裂が確認されたことから、亀裂周辺の立木の伐採、亀裂箇所には伸縮計を設置して監視を強化するとともに、調査、対策工の設計に着手した。

小石原川ダムでは、出水に伴い、河床で顕著な洗掘が発生したことで貯水池上流部の河床水路が流出したため、洗掘部の一部を盛土により応急復旧を行い、令和3年11月より本復旧を開始した。

令和3年2月15日に布目ダムで発生した点検孔マンホール蓋のボルト締めがされなかったことを原因として、減勢池内の水が点検孔を通じて利水バルブ室に流れ込み、水力発電機等の設備が浸水した事故に対して、浸水の影響を受けた利水放流設備を洪水期(6月16日)に入る前に復旧させるとともに、令和4年度上半期の復旧に向けて、水力発電設備の機器製作や整備を進めた。

### ■ 水路等施設(管理事業)

#### 1. 平成30年7月豪雨における災害復旧

香川用水においては、調整池管理用道路法面の崩落及びその影響により貯水池側のフェンスが破損する被害を受けたが、令和2年1月に災害復旧工事を完了させた(写真-7)。



(法面崩落状況)



(法面復旧状況)

写真-7 災害復旧工事実施状況

福岡導水においては、山口調整池貯水池法面が崩落する被害を受けたが、令和2年1月に災害復旧工事を完了させた（写真-8）。



(法面崩落状況)



(法面復旧状況)

写真-8 災害復旧工事実施状況

## 2. 令和元年台風第21号及び前線に伴う大雨における災害復旧

房総導水路においては、長柄ダム管理用道路法面が崩落する被害を受けたが、当面の被害拡大防止のため、崩落土砂の撤去やロープによる仮設フェンス等の応急対策を速やかに実施した。令和2年度より本復旧に着手し、土砂撤去、法面保護工等を令和3年2月までに完了させ、法面の安定を図った（写真-9）。



写真-9 災害復旧工事実施状況

## 3. 令和3年8月の大雨における災害復旧

令和3年8月の前線による大雨により、福岡導水路施設の山口調整池管理用道路法面等が崩落したことから、当面の被害拡大防止のため、崩落土の撤去やブルーシートによる保護対策を速やかに実施するとともに、災害復旧工事の申請を行った。（写真-10）。



(法面崩落状況)



(法面応急復旧状況)

写真-10 山口調整池における災害復旧状況

## (中期目標期間における達成状況)

本中期目標期間中、機構が管理する施設において安全点検が必要となる地震が計24回発生した。これらの地震が発生した際には、防災業務計画等に基づき迅速に防災態勢を執り、23施設において延べ49回の臨時点検を行い、施設の安全を確認した上で、用水の安定供給を継続した。

また、台風及び前線の影響による洪水調節を延べ339回実施した。いずれも的確な対応により洪水被害の軽減に貢献した。

各地に分散配備したポンプ車を含む配備機材を活用し、令和元年度は台風第15号における大規模停電時に、成田用水施設の加圧機場の電源設備としてポンプ車の電源を活用し用水を供給したほか、房総導水路施設のダム管理棟の予備電源として発動発電機を配備し、被害軽減に努めた。令和2年度は豊川用水幹線水路における漏水事故に際し、他水源からの用水供給のためポンプ車を活用し、用水の供給に努めた。令和3年度は長良川河口堰においてポンプ室が配管からの漏水により水没したため、ポンプ車を活用して排水し、早期の復旧に努めた。

危機的状況に対する平常時からの備えの強化の一環として各支社局管内の拠点地に分散配備した備蓄資材を活用し、通水機能の早期復旧を果たした。

オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けたサイバー攻撃対策の一環として、警察と連携した共同対処訓練を実施するなど、関係機関相互の連携を強化した。

北朝鮮によるミサイル発射等の情報を受信した際には、報道機関の報道及びEm-Net（エムネット）からの情報収集を迅速に実施し、防災メール等により全社へ情報共有を図る体制を継続した。

ダム等施設については、平成30年7月豪雨による岩屋ダムでの貯水池内の貯砂ダム魚道の土砂及び流木による閉塞、大量の流木の貯水池への流入に対し、魚道に堆積した土砂や流木を撤去して機能を速やかに回復するとともに、貯水池内の流木を撤去し、ダム機能を適切に維持した。一庫ダムでの、貯水池内の管理用道路の舗装、護岸の一部被災、大量の流木の貯水池への流入に対し、管理用道路の復旧及び流木の撤去により、ダム機能を適切に維持した。寺内ダムでの大量の土砂が洪水調節容量内に堆積するとともに、流木が貯水池内に流れ込んだ。このため、流木の撤去とともに、洪水調節容量内の土砂を撤去して、ダム機能を適切に維持した。

令和元年8月の前線に伴う大雨により、寺内ダムでは貯水池の洪水調節容量内に大量の土砂が堆積したことから、土砂の撤去を行い、ダム機能を適切に維持した。

令和元年の台風第19号により、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、高山ダムでは、貯水池内に大量の流木が流出し、下久保ダム、浦山ダムにおいては、洪水調節容量内に大量の土砂が堆積した。このため、流木や土砂を撤去して、ダム機能を適切に維持した。

令和2年7月豪雨により、徳山ダムでは貯水池斜面の崩落が発生した。被害拡大防止のために崩落箇所浸食防止措置等の応急措置を速やかに実施し、斜面の崩落対策工事を行った。寺内ダムでは、貯水池内に大量の流木が流入し、貯水池の洪水調節容量内に土砂が堆積した。このため、流木や土砂を撤去して、ダム機能を適切に維持した。

令和3年8月の大雨により、室生ダムでは、副ダムの維持管理に必要な管理用道路で陥没が生じたことから、応急復旧を速やかに実施した。早明浦ダムでは、ダム堤体下流の斜面に亀裂が確認されたことから、伸縮計を設置して監視を強化するとともに、対策工の設計に着手した。小石原川ダムでは、貯水池上流部の河床水路が流出したため、速やかに応急復旧を行い、令和3年11月に本復旧を開始した。

令和3年2月に布目ダムで発生した、水力発電機等の設備が浸水した事故に対して、浸水の影響を受けた利水放流設備を洪水期に入る前に復旧させるとともに、令和4年度上半期の復旧に向けて、水力発電設備の機器製作や整備を進めた。

水路等施設においては、平成30年7月豪雨による、香川用水調整池での管理用道路法面の崩落及び貯水池側のフェンスの破損、福岡導水施設の山口調整池の貯水池法面の崩落の被害に対し、災害復旧工事を完了させた。令和元年の台風第21号と前線による大雨による、房総導水路施設の長柄ダム管理用道路法面の崩落に対し、災害復旧工事を完了させた。令和3年8月の大雨による、福岡導水山口調

整池の管理用道路法面等の崩落に対し、崩落土の撤去やブルーシートによる保護対策を速やかに実施した。

本中期目標期間中、危機的状況の発生に対して的確な対応を行い、事故発生時には被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な復旧工事等を実施したことにより、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。

**(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）****(中期目標)**

都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

**(中期計画)**

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。

**(中期目標期間における取組)****○ 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）****■ 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）**

都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。

**(中期目標期間における達成状況)**

本中期目標期間中、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。

### (3) 災害時等における他機関への支援

#### (中期目標)

機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。

そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努めること。

なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。

#### (中期計画)

災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努める。

また、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努める。

なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努める。

#### (中期目標期間における取組)

### ○ 災害時等における機構の技術力を活かした他機関への支援

#### ■ 緊急災害対策支援本部の設置

平成30年7月豪雨に伴う洪水被害、令和元年8月27日から28日にかけての九州北部豪雨、令和2年7月豪雨等、毎年度、各機関より支援の要請を受け、延べ5回、緊急災害対策支援本部を設置した。

緊急災害対策支援本部では、支援要員の手配や支援先との調整及び機構が実施した支援状況について機構ウェブサイトを通じて広報するなど、緊急災害対策支援本部としての機能を発揮した

#### ■ 支援活動実績

表-1 支援活動実績

年度	支援内容	支援期間	支援先
平成30年度	千葉県三島ダム排水支援	5/22～8/1	千葉県君津市（三島ダム）
	7月豪雨における応急給水支援	7/15～7/22	広島県三原市
	台風第12号の影響による排水支援	7/27～8/22	岡山県岡山市
	台風第24号の影響による排水支援	9/27～10/1	愛知県田原市
平成30年度 令和元年度	福岡県相島(湧水)給水支援	1/27～7/7	福岡県新宮町相島
令和元年度	東京都小笠原村母島(湧水)給水支援	4/7～5/8	東京都小笠原村母島
	8月豪雨における排水支援	8/29～9/6	佐賀県武雄市、大町町
	三重県いなべ市排水支援	9/7～9/11	三重県いなべ市（笠田大池）
	台風第15号の影響による排水支援	9/10～9/13	千葉県横芝光町

	台風第15号の影響による排水支援	9/10～9/11	千葉県成田市
	台風第15号による大規模停電に対する支援 (発電機支援)	9/13～10/2	千葉県多古町
	台風第15号による大規模停電に対する支援 (発電機支援)	9/13～19/25	千葉県芝山町
	台風第15号による大規模停電に対する支援 (給水支援)	9/14～10/2	関東地方整備局 (船橋防災センター)
	台風第19号の影響による排水支援	10/13～10/14	栃木県小山市
	台風第19号の影響による排水支援	10/13～10/14	埼玉県行田市
	台風第19号の影響による排水支援	10/15～11/11	九州地方整備局
	台風第19号の影響による排水支援	10/24～10/28	埼玉県さいたま市
	降雨の影響による排水支援	10/26	千葉県佐倉市 (佐倉浄水場)
令和2年度	令和2年7月豪雨による排水支援	7/8～7/20	福岡県大川市
	令和2年7月豪雨による排水支援	7/9～7/10	福岡県みやま市
令和3年度	桑名市排水機場排水ポンプ故障発生に伴う支援	5/3～6/1	三重県桑名市
	令和3年8月の前線による大雨における排水支援	8/13～8/27	福岡県大川市
	令和3年8月の前線による大雨における排水支援	8/14～8/19	福岡県柳川市

### ■ 渇水時における給水支援活動 (福岡県新宮町相島)

福岡県新宮町相島では、平成30年10月初めからの少雨により、同島の水源が枯渇するおそれがあった。このような中で、平成30年12月7日に機構理事長と(公社)日本水道協会理事長の間で締結した「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、平成31年1月10日に(公社)日本水道協会から可搬式浄水装置の借用と装置運転操作の技術指導を依頼されたことから、可搬式浄水装置及び職員を迅速に派遣し、現地での技術指導を実施するとともに、遠方監視機能を活用した継続的な運転操作支援を職員により実施し、給水支援として平成31年1月27日から令和元年7月7日まで延べ2,737時間の装置稼働や技術指導を実施した。この給水支援により、島民の約83日分の生活用水となる5,652m<sup>3</sup>を生成し、新宮町の渇水対策に大きく貢献し、後日、新宮町長から感謝状を受領した。

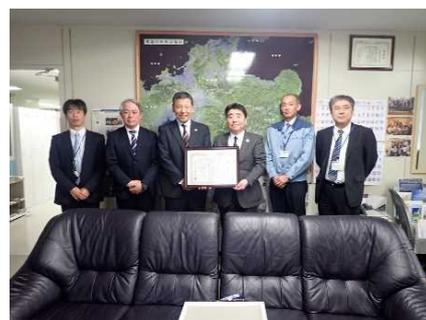
#### 渇水時における給水支援活動① (技術支援)

##### ○可搬式浄水装置による給水支援活動 (相島)

- ・可搬式浄水装置 (処理方式: 逆浸透膜法 (RO膜)、日生産能力量: 50m<sup>3</sup>/日) 及び職員を福岡県新宮町相島に派遣。
- ・装置稼働期間: 平成31年1月27日から令和元年7月7日まで (162日間)
- ・生産水総量: 5,652m<sup>3</sup>



可搬式浄水装置設置状況



新宮町長からの感謝状

## ■ 渇水時における給水支援活動（東京都小笠原村母島）

東京都小笠原村母島では、平成30年末からの少雨により、同島の水源が枯渇するおそれがあった。このような中で、平成24年3月14日に機構理事長と小笠原村村長の間で締結した「可搬式海水淡水化装置の相互貸与に関する協定書」に基づき、平成31年2月13日に東京都小笠原村から可搬式浄水装置の借用と装置運転操作の技術指導を依頼されたことから、可搬式浄水装置及び職員を派遣し、現地での技術指導を実施し、給水支援として平成31年4月6日から令和元年5月8日まで延べ425時間の装置稼働や技術指導を実施した。この給水支援により、島の生活用水の約30%を生成しており、水源貯水池を延命することができた。総生産水量は710m<sup>3</sup>となり、小笠原村母島の渇水対策に大きく貢献し、後日、小笠原村村長から感謝状を受領した。

### 渇水時における給水支援活動②（技術支援）

#### ○可搬式浄水装置による給水支援活動（小笠原村母島）

- ・可搬式浄水装置（処理方式：逆浸透膜法（RO膜）、日生産能力量：35m<sup>3</sup>/日）及び職員を小笠原村母島に派遣。
- ・装置稼働期間：平成31年4月6日から令和元年5月8日まで（33日間）
- ・生産水総量：710m<sup>3</sup>



可搬式浄水装置設置イメージ図



可搬式浄水装置設置状況



小笠原村村長からの感謝状

**■ 自発的判断も含めた応急給水支援活動**

「平成30年7月豪雨」は、広い範囲で大雨となり、四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。

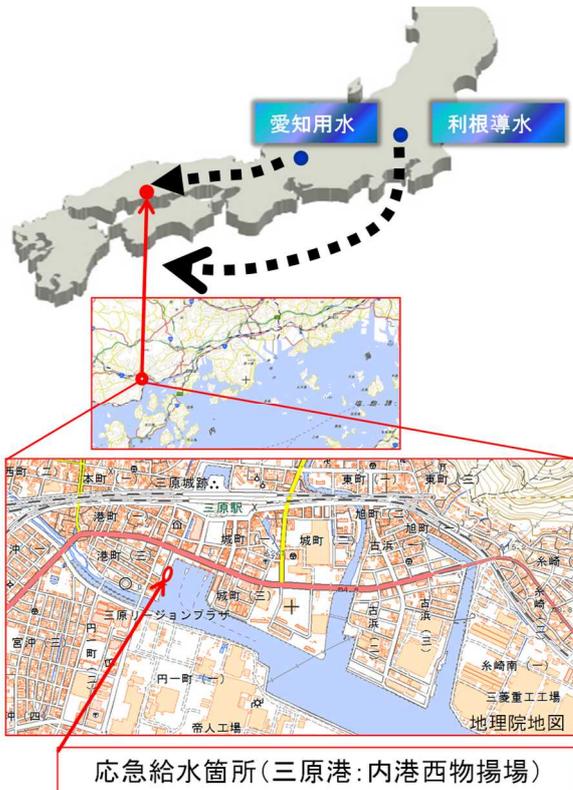
機構では、本社、中部支社管内、関西・吉野川支社淀川本部管内及び吉野川本部管内、筑後川局管内の各施設で防災態勢を執り、ダム等施設において迅速かつ的確な洪水調節操作を実施し、洪水被害の防止・軽減を図っていた。

一方で、災害対策基本法の指定公共機関である機構は、この豪雨で甚大な被害が発生したことを踏まえ、被災地域の復旧復興に積極的に資することを目的として、被災地に対するプッシュ型支援として広島県企業局と協議の上、同県三原市に対し機構が所有する可搬式浄水装置2台と職員を派遣した。日々、同県企業局と協議のうえ、被災地での断水情報と被災地ニーズを把握し、7月15日から22日までの8日間にわたって18リットルポリタンク換算で約2,100個分に相当する約3万8千リットルに及ぶ応急給水支援を行った。また、国土交通省散水車、陸上自衛隊、航空自衛隊に対しても給水支援を実施した。機構の被災地に対する迅速な支援に対して、後日、三原市長からお礼状を受領した。

## 自発的判断も含めた応急給水支援活動

○可搬式浄水装置による応急給水支援活動（広島県三原市）

- ・可搬式浄水装置2台（日生産能力量：35m<sup>3</sup>/日、50m<sup>3</sup>/日）及び職員を広島県三原市に派遣。派遣人員は延べ204名。
- ・応急給水支援期間：7月15日から7月22日まで（8日間）
- ・応急給水総量（飲料水及び雑用水）：約38m<sup>3</sup>



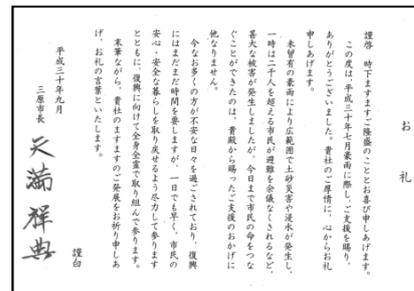
応急給水支援位置図



可搬式浄水装置設置状況



一般の方への給水状況



三原市長への支援内容報告及びお礼状

## ■ 機構の配備機材による他機関への支援

### 1. 令和元年8月の前線に伴う大雨における排水支援

8月26日から29日にかけて前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等で東シナ海から九州北部地方にかけて発達した雨雲が次々と発生し、線状降水帯が形成・維持された。このため、九州北部地方では8月26日から29日までの総降水量が長崎県平戸市平戸で約627mm、佐賀県唐津市唐津で約533mmに達するなど、8月の月降水量の平年値の2倍を超える記録的な豪雨となり、各地で甚大な被害が発生した。

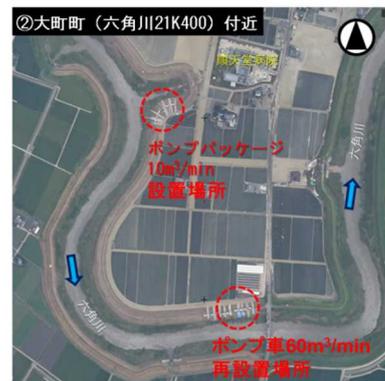
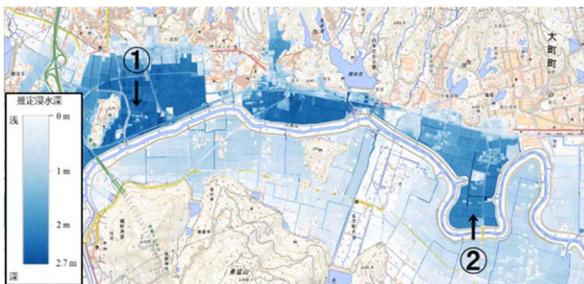
機構では、本豪雨に伴い寺内ダム等の洪水調節の対応を図りつつ、甚大な浸水被害を受けていた佐賀県武雄市と杵島郡大町町において、平成29年12月18日付けで国土交通省九州地方整備局と締結した「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定書」（以下、単に「協定書」という。）に基づく同局からの要請を受け、六角川にある川添水門と大町町で排水支援を実施した。

## 令和元年8月の前線に伴う大雨における排水支援活動

機構は協定書に基づく九州地方整備局からの要請に応え、8月28日18時には5名の派遣者とともにポンプ車の配備先である筑後川下流用水管理室佐賀機場(佐賀県三養基郡みやき町)を出発した。同日21時には九州地方整備局武雄河川事務所朝日出張所に到着し、ポンプ車の設置位置等入念な打合せを行い、同日21時40分頃には川添水門にポンプ車60m<sup>3</sup>/minを到着させ29日3時15分頃から稼働を開始させた。さらに、同ポンプ車を油流出で甚大な被害を受けていた大町町へ移動させ9月2日から排水作業を実施した。

一方、ポンプパッケージ10m<sup>3</sup>/minについては、8月29日3時50分頃に佐賀県大町町に到着し、国土交通省が設置したポンプ車とともに、同日4時45分頃から排水作業を開始した。

現地では8月29日から9月6日までポンプ車2台(60m<sup>3</sup>/min、ポンプパッケージ10m<sup>3</sup>/min)により、25mプール約370杯分に相当する約133,000m<sup>3</sup>の排水支援を実施し、浸水箇所等の早期排水及び油流出対応における緊急対策の完了に貢献した。



(注) 国土地理院発表の斜め写真、正射画像、浸水推定段彩図<速報版>を加工・作成 ([https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/RI\\_kyusyu\\_heavyrain](https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/RI_kyusyu_heavyrain))

### ポンプ車排水支援位置図



ポンプ車 60m<sup>3</sup>/min排水作業 (川添水門)